

「復興施策に関する事業計画 及び工程表」の見直し

(福島県の避難指示解除準備区域等を除く)

- I. 復興施策に関する事業計画及び工程表(平成28年4月版) …… P.1
- II. 平成27年度成果目標の進捗確認(公共インフラ(全体版)) …… P.5

復興庁

平成28年7月29日

I . 復興施策に関する事業計画及び工程表

(平成28年4月版)

- ・復興庁では、様々で膨大な事業を円滑かつ効果的・効率的に行うため、また、国として被災地の方々に復興の目途をわかりやすく示すため、「復興施策に関する事業計画及び工程表」を各府省の御協力の下に作成し、年に1回見直しを実施。
- ・福島県の避難指示解除準備区域等を除く。
- ・「復興施策に関する事業計画及び工程表」については、以下のものから構成。
 - ①公共インフラ(全体版)
 - ②公共インフラ(地域版)
 - ③公共インフラ以外の復興施策
- ・今般、平成28年度予算の内容等を踏まえ、平成28年4月時点の「復興施策に関する事業計画及び工程表」をとりまとめたところ。

(※事業計画と工程表は予算状況及び施工上の状況変化等により変更が生じる場合がある)

【①公共インフラ(全体版)】

■作成内容

○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興の方針、平成27年度の成果、平成28年度の成果目標などを記載。

○工程表

ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

イ. 対象期間は、H23年度からH32年度までの10ヶ年。

■対象事業

海岸対策、河川対策、水道施設、下水道対策、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・定置網、復興住宅(災害公営住宅等)、復興まちづくり(民間住宅等用宅地の供給、津波復興拠点、造成宅地の滑動崩落防止、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理、都市公園

■掲載場所

http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_113.html

■事業計画の例(海岸対策)

事業計画(全体版)

1. 海岸対策

① 岩手、宮城、福島各県の515地区海岸のうち、458地区海岸^{※1}で被災。青森、茨城、千葉各県の468地区海岸のうち、43地区海岸で被災。

※1 帰還困難区域及び居住制限区域を除き、避難指示解除準備区域を含む。

② このうち、地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸(約50km)について応急対策を実施し、平成23年末までに完了。

③ 新計画堤防高については、平成23年8月から、県等が関係市町村に堤防高さの案を提示し、調整を開始。9月9日に宮城県、10月8日に福島県、9月26日及び10月20日に岩手県が公表済み。

※堤防高さについては、中央防災会議専門調査会等で示された基本的考え方にに基づき、「海岸における津波対策検討委員会」(学識者、三県等)の意見等を踏まえ、統一的な設定基準を策定(国土交通省、農林水産省)。
・過去の津波の痕跡高さの記録の整理
・発生の可能性が高い地震等の津波のシミュレーションを行ったうえで、数十年～百数十年に一度程度の頻度で発生している津波を対象に満ごとに設定。

④ 市町村が策定している復興計画を踏まえ、各港で策定している産業・物流復興プラン、他事業との調整等を行った上で、堤防設計等の施工準備が終了した海岸から工程を明らかにし、順次、本復旧工事を実施。

⑤ 本復旧[※]・復興[※]工事については、国施工区間(代行区間を含む)のうち、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間において施工を完了しており、残る区間においても、隣接する箇所等から順次復旧・復興を進め、概ねH30年度での完了を目指す。県・市町村施工区間についても、重要施設が背後にある区間等から順次復旧を進める。(まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。)また、復旧に期間を要する湾口防波堤については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進める。

※「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。

※「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。

【②公共インフラ(地域版)】

■対象地域

被災地域の69市町村を対象に作成。

■対象事業及び作成単位

●市町村単位で作成する事業

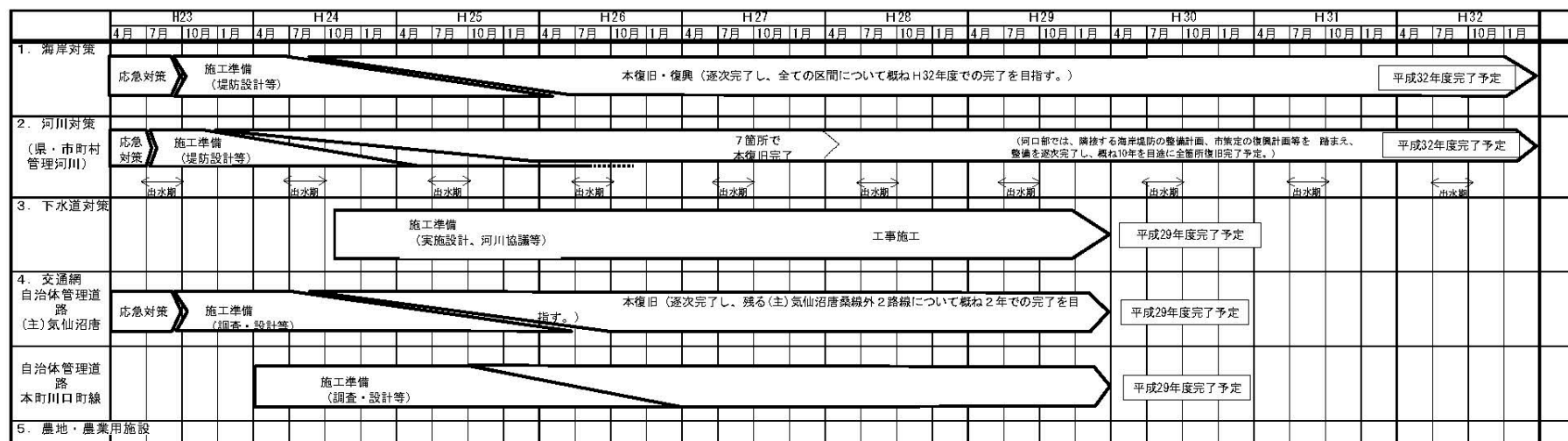
海岸対策、河川対策、下水道、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港、復興まちづくり(津波復興拠点、造成宅地の滑動崩落防止、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理、都市公園

●路線、施設単位等で作成する事業

水道施設、流域下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、漁港・漁場・養殖施設・定置網、医療施設

※市町村ごとの災害公営住宅、復興まちづくり(民間住宅等用宅地の供給)は、「住まいの復興工程表」として別途公表済み。

■工程表の例(宮城県石巻市の海岸対策・河川対策 等)



■掲載場所

http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_113.html

【③公共インフラ以外の復興施策の取組状況】

■作成内容

- ア. 基本方針において復興施策として記載された施策のうち、公共インフラ以外のものを対象。
- イ. H27年度補正予算、H28年度予算を踏まえ、復旧・復興に向けた取組状況や目標等をリバイス。
- ウ. 対象期間は、H30年度末までの3ヶ年を中心。

■対象施策の例

- ①雇用対策
- ②教育の振興
- ③農業、林業、水産業
- ④観光
- ⑤再生可能エネルギー

■掲載場所

http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_112.html

○公共インフラ以外の復興施策の取組状況の例 (被災地農林水産物の消費拡大)

被災地産農林水産物の消費拡大			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5	復興施策	農林水産省
節	(3)	(3)	
項	①	③	作成年月
目	(iii)	(vii)	平成 28 年 5 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地産農林水産物・食品等を積極的に消費することによって、被災地の復興を応援するため、フード・アクション・ニッポンとも連携しつつ、「食べて応援しよう!」をキャッチフレーズとした取組を実施。 ○ 具体的には、被災地産農林水産物・食品等について、社内食堂での積極的な利用や販売フェア等の取組を官民で連携して展開し、平成 27 年度末までに 1,547 件の取組報告。 ○ また、福島県産農産物等の正しい理解を促進し、ブランド力を回復するため、福島県が行う福島県産農産物等のPRのための取組を支援。 ○ 具体的には、福島県産農林水産物の魅力や安全性を伝えるためのメディア向けセミナーの開催(平成 25 年度: 3 回、平成 26 年度: 2 回、平成 27 年度: 2 回)、民間団体・市町村が行う福島県産農産物等の国内外のPR事業への支援(平成 25 年度: 157 件、平成 26 年度: 244 件、平成 27 年度: 312 件)等への支援を実施。 			
当面(今年度中)の取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地産農林水産物・食品等について、「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズのもと、社内食堂での積極的な利用や販売フェア等の取組を官民の連携を図りながら引き続き推進。 ○ また、引き続き、福島県が行う福島県産農産物のPRのためのメディアセミナーの開催や市町村・民間団体等への支援の他、量販店等と連携した販売フェアの開催等の販路回復に向けた取組への支援を強化。 			
中・長期的(3 年程度)取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズのもと、被災地産農林水産物・食品等の消費を拡大する取組を推進。 			
期待される効果・達成すべき目標			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県産の主要な農産物等の価格を震災前の全国平均価格との価格差の水準まで回復させる。 			
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」			
福島県産農産物等戦略的情報発信事業 1,604 百万円(平成 28 年度)【復興庁計上】			

Ⅱ．平成27年度成果目標の進捗確認 （公共インフラ（全体版））



・数値目標を設定した13事業のうち、9事業は「平成27年度の目標達成」もしくは「概ね平成27年度の目標達成」、4事業については「平成27年度以降に目標達成がずれ込む」となった。

・「平成28年度以降に目標達成がずれ込む」主な理由は、復興まちづくり計画や他事業との調整、地域における合意形成等により時間を要したため。

・別途、四半期に一度実施している「公共インフラの復旧・復興の進捗状況」の確認と合わせ、また、「住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ」等の周知・活用等により、復興事業の円滑な実施を推進する。

1. 「平成27年度の目標達成」又は「概ね平成27年度の目標達成」となった事業

事業名	平成27年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析	事業名	平成27年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析
下水道対策	【処理場】平成27年度の目標達成 (目標仙台市南蒲生浄化センターの工事完了に対し、平成27年度で工事が完了した) 【管渠等の整備】概ね平成27年度の目標達成	農地・農業用施設	概ね平成27年度の目標達成
		漁港・漁場・養殖施設・定置網(定置網)	概ね平成27年度の目標達成
海岸防災林の再生	平成27年度の目標達成 (目標約40kmについて完了に対し、約41kmで完了)	復興まちづくり (津波復興拠点整備事業)	概ね平成27年度の目標達成
河川対策 (直轄管理区間)	概ね平成27年度の目標達成	復興まちづくり (学校施設等)	概ね平成27年度の目標達成
交通網(港湾)	概ね平成27年度の目標達成	災害廃棄物の処理	概ね平成27年度の目標達成

2. 「平成28年度以降に目標達成がずれ込む」こととなった事業

事業名	平成27年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析	事業名	平成27年度成果目標(数値目標)に対する進捗分析
海岸対策	目標:約9割の地区海岸で着工、約5割の地区海岸で完了 成果:約8割の地区海岸で着工、約2割の地区海岸で完了	交通網(道路) (復旧(県・市町村管理区間))	目標:5,924路線で着手、5,845路線で完了 成果:5,918路線で着手、5,758路線で完了
河川対策 (県・市町村管理区間)	目標:1,068箇所着手、995箇所完了 成果:1,046箇所着手、958箇所完了	復興まちづくり(造成宅地の活動崩落防止)	目標:全て地区で工事完了 成果:98%の地区で工事完了

※ 交通網(空港)、復興まちづくり(医療施設等)については既に事業が完了している。

※ 上記以外の事業については、平成27年度成果目標において数値目標を設定していない。

(ただし、災害公営住宅、復興まちづくり(民間住宅等用宅地の供給)については、別途、「住まいの復興工程表」により、個別地区ごとに詳細に進捗状況を公表している。)

1. 海岸対策

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ・約9割の地区海岸において、本復旧・復興工事の着工※を目指す。 ・約5割の地区海岸において、本復旧・復興工事の完了を目指す。 <p>※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成26年度迄に着工、完了した地区海岸を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約8割の地区海岸において、本復旧・復興工事(550/677)を着工※した。 ・約2割の地区海岸において、本復旧・復興工事(152/677)を完了した。 <p>※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成26年度迄に着工、完了した地区海岸を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね全ての地区海岸において、本復旧・復興工事の着工※を目指す。 ・約5割の地区海岸において、本復旧・復興工事の完了を目指す。 <p>※ 工事着工とは、復旧・復興工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成27年度迄に着工、完了した地区海岸を含む。</p>

※「復旧工事」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。

※「復興工事」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。

(2) 平成27年度成果の進捗分析

【評価】平成28年度に目標達成がずれ込む

県等の海岸においては、海岸管理者が地元に対する説明会等を重ね、地元住民の理解を得ながら、背後のまちづくり計画等と調整を図りつつ、順次着工しており、その調整等に時間を要したことにより目標に至らなかった。

なお、平成27年度中に着手できなかった地区については、引き続き、丁寧な対応を図るとともに、まちづくり調整に係るマネジメントの強化を行い、工事の早期着工を目指す。

(3) 事業完了予定年度

平成32年度

2. 河川対策（直轄管理区間）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標 (集中復興期間の成果目標)
<ul style="list-style-type: none"> 津波の遡上が想定される区間については、市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、引き続き本復旧工事に加えて必要な地震・津波対策として、堤防整備や液状化対策等を実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 本復旧工事に加えて必要な地震・津波対策として、堤防整備や液状化対策等を実施。対策が必要な延長のうち概ね5割が完了。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、本復旧工事に加えて必要な地震・津波対策として、市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、堤防整備や液状化対策等を実施する。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】概ね平成27年度の目標達成

- 津波の遡上が想定される区間について、市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、引き続き本復旧工事に加えて必要な地震・津波対策として、堤防整備や液状化対策等を実施。対策が必要な延長のうち概ね5割が完了。
- このうち、4水系4河口（阿武隈川水系阿武隈川河口、名取川水系名取川河口、鳴瀬川水系鳴瀬川河口、北上川水系北上川河口）については、約9割の区間で工事に着手済。

(3) 事業完了予定年度

平成30年度

（市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、本復旧工事に加えて必要な地震・津波対策を逐次実施し、概ね平成30年度を目途に全箇所を完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。））

2. 河川対策（県・市町村管理区間）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.3時点)	平成28年度の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧の着手予定箇所 1,068箇所 (全体の約99%) ・本復旧完了予定箇所 H27年度中：995箇所 (全体の約92%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧の着手箇所 1,046/1,076箇所 (全体の約97%) ・本復旧の完了箇所 H27年度中： 958/1,076箇所 (全体の約89%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧の着手予定箇所 1,070/1,076箇所 (全体の約99%) ・本復旧完了予定箇所 H28年度中： 996/1,076箇所 (全体の約93%)

(2) 平成27年度成果の進捗分析

【評価】平成28年度以降に目標達成がずれ込む。

被災以来、順次本復旧を進めており、一部を除いて順調に進捗している。ただし、平成27年度の完了目標としていた995箇所（約92%）のうち、他事業との調整に時間を要す箇所等において、目標達成が平成28年度にずれ込んだ。平成28年度では約93%の完了を予定している。

(3) 事業完了予定年度

平成32年度

3. 水道施設

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
特例査定を受けた沿岸部の水道施設について、平成26年度までに未着工の復旧事業の早期着工を目指す。	特例査定を受けた46水道事業のうち、新たに1水道事業が着工(計:31水道事業)した。 着工中であった1水道事業が完了した。	特例査定を受けた水道施設のうち、未着工の復旧事業の早期着工に向け、技術的助言などの支援を行い、津波により家屋等が流出した沿岸区域の一刻も早い復興を目指す。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】平成28年度以降に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

- 新たなまちづくりに対応した水道施設の復旧を順次進めているが、下記区域においては、水道施設復旧計画を作成することができないため、災害復旧事業の実施が後ろにずれ込む。
 - ✓ 土地利用計画等が未定の区域(管路ルート等の施設配置が計画できない)
 - ✓ 住民帰還の見通しが不透明な区域(計画給水戸数の見通しがたたない) 等
- 現地における課題の聞き取り及び技術助言等の支援を実施し、災害復旧事業の推進を図る。

(3) 事業完了予定年度

平成32年度(原子力災害被災地域については、ずれ込む可能性あり)

【理由等】

他機関の復興事業に関連して復旧を行うため水道施設については、復興事業の進捗に合わせて実施され、復興事業と同様の平成32年度までの完了を予定。

4. 下水道対策

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市南蒲生浄化センターについて、平成27年度末までの完了を目指し、引き続き水処理施設の工事を進める。 ・被災した下水管について、復興計画と整合を図りながら、復旧を進める。 ・また、復興まちづくりと進捗を合わせた管渠等の整備を推進し、9市町村で事業完了を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市南蒲生浄化センターについて、平成28年4月に通常レベルの処理を開始した。 ・被災した管渠 680kmのうち 669kmについては、復旧が完了した。(約98%) ・復興まちづくりと進捗を合わせた管渠等の整備について、2市町で事業が完了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した下水管について、復興計画と整合を図りながら、復旧を進める。 ・また、復興まちづくりと進捗を合わせた管渠等の整備を推進し、6市町村で事業完了を図る。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

<p>【評価】</p> <p>【処理場】平成27年度の目標達成 【管渠等の整備】概ね平成27年度の目標達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市南蒲生浄化センターについて、平成28年4月に通常レベルの処理を開始した。 ・他事業との調整に時間を要している箇所を除き、復興まちづくりと進捗を合わせた管渠等の整備については順調に進捗している。

(3) 事業完了予定年度

復旧事業については、順次復旧を図る。
 復興事業については、平成28年度完了予定：6市町村 平成29年度完了予定：6市町 平成30年度以降完了予定：9市町を目指して実施する。

5. 交通網（道路）（復旧（直轄区間）、復興）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
<p>■道路の復旧・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道45号の橋梁等大規模な被災箇所について本復旧を実施 ・各地方公共団体が策定する復興まちづくり計画に合わせた国道45号の整備については、用地買収を進めるとともに、順次、工事に着手 <p>■復興道路・復興支援道路等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興道路・復興支援道路については、用地買収及び主要構造物を含む工事の推進を図り事業を促進 ・三陸沿岸道路へのICアクセス道路については、用地買収・工事を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地買収を進めるとともに、工事を促進し、本復旧を推進 ・用地買収を進めるとともに、順次工事に着手 ・復興道路・復興支援道路については、用地買収を進めるとともに、橋梁等の主要な構造物の整備を本格的に推進 ・三陸沿岸道路へのICアクセス道路については、用地買収・工事を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道45号の橋梁等大規模な被災箇所について本復旧を実施 ・引き続き、用地買収を進めるとともに、工事の全面展開を図り事業を促進。 ・復興道路・復興支援道路については、引き続き、用地買収を進めるとともに、橋梁等の主要な構造物の整備を本格的に推進 ・三陸沿岸道路へのICアクセス道路については、引き続き、用地買収・工事を推進

5. 交通網（道路）（復旧（直轄区間）、復興）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成27年度の成果目標
<p>■津波防災地域づくりに係る道路整備</p> <p>・各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次整備を推進</p>	<p>・各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次整備を推進</p>	<p>・各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次整備を推進</p>

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

引き続き、事業計画・工程表に基づき事業進捗を図る

(3) 事業完了年度

順次供用を図る。（詳細は「事業計画（道路）」に記載）

5. 交通網（道路）（復旧（県・市町村管理区間））

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.3時点)	平成28年度の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧の着手予定路線 5,924路線 (全体の約94%) ・本復旧完了予定路線 H27年度中：5,845路線 (全体の約93%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧の着手路線 5,918/6,295路線 (全体の約94%) ・本復旧の完了路線 H27年度中： 5,758/6,295路線 (全体の約91%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧の着手予定路線 5,990/6,295路線 (全体の約95%) ・本復旧完了予定路線 H28年度中： 5,925/6,295路線 (全体の約94%)

(2) 平成27年度成果の進捗分析

【評価】平成28年度以降に目標達成がずれ込む。

被災以来、順次本復旧を進めており、一部を除いて順調に進捗している。ただし、平成27年度の完了目標としていた5,845箇所（約93%）のうち、他事業との調整に時間を要す箇所等において、目標達成が平成28年度にずれ込んだ。平成28年度では約94%の完了を予定している。

(3) 事業完了予定年度

平成31年度

6. 交通網（鉄道）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
<p>■JR山田線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR山田線については、早期の運転再開に向けて、復旧工事が着実に進むよう、引き続き関係者と緊密に連携する。 <p>■JR大船渡線、気仙沼線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR大船渡線、気仙沼線については、これまでに明らかとなった鉄道復旧に向けた課題（ルート移設案等）について、引き続き復興調整会議等の場を活用し、関係者間の合意形成に向けて議論を促進する。 <p>■JR仙石線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR仙石線については、ルート移設等に係る復旧工事を進め、平成27年5月に全線運転再開予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR山田線については、JR東日本が平成30年度末を目指して復旧工事を進めているところ。 ・JR大船渡線、気仙沼線については、BRTによる本格復旧で合意。 ・JR仙石線については、ルート移設等に係る復旧工事を進め、平成27年5月30日に全線運転再開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR山田線については、平成30年度末を目指して、復旧が着実に進むよう、引き続き関係者と緊密に連携する。

6. 交通網（鉄道）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
<p>■JR常磐線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR常磐線の浜吉田～相馬間については、ルート移設等により予定通りの工事進捗等々を前提として、概ね平成29年春頃の運転再開を目指す。 ・JR常磐線原ノ町～小高間については、平成28年春までに開通を目指す。 <p>また、開通見通しを示した区間や帰還困難区域を含む浪江～富岡間については、引き続き、関係省庁の副大臣やJR東日本等で構成するJR常磐線復旧促進協議会の場を生かしながら、復旧に向けた取組を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浜吉田～相馬間については、平成26年春から工事に着手し、その後、工事が順調に進捗したことから、当初の予定である平成29年春から3ヶ月前倒しし、平成28年12月末までの運転再開を目指し、工事を実施。 ・原ノ町～小高間のうち、浪江～富岡間を除く開通時期の見通しが示されていた区間については、平成27年3月に決定した『将来的に全線で運行を再開させる』との方針に基づき、除染作業や鉄道施設復旧工事など、それぞれ復旧に向け取り組んだ。 ・また、帰還困難区域を含む浪江～富岡間については、平成27年8月から12月にかけて、JR東日本が双葉～夜ノ森間において、除染の試験施工を実施し、その結果を踏まえ、本年3月10日に平成31年度末までの開通を目指すことを決定した。これにより、JR常磐線の全線開通の見通しが明らかとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜吉田～相馬間については、引き続き、平成28年12月末までの運転再開を目指す。 ・避難指示区域内（原ノ町～竜田間）の区間については、引き続き関係者間で緊密に連携し、平成31年度末までの全線開通※に向けて取り組む。 <p>※JR常磐線(避難指示区域内)の開通の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原ノ町～小高間・・・2016年(平成28年)春までに開通(平成27年3月10日「JR常磐線の全線開通に向けた見通し等について」) ・小高～浪江間・・・遅くとも2年後(平成29年春)の開通を目指す(同上) ・浪江～富岡間・・・2019年度(平成31年度)末までの開通を目指す(平成28年3月10日「JR常磐線の全線開通の見通しについて」) ・富岡～竜田間・・・2017年(平成29年)内の開通を目指す(平成28年2月23日浜通りの復興に向けたJR常磐線復旧促進協議会にてJR東日本報告)

6. 交通網（鉄道）

(2) 平成27年度成果の進捗分析

- ・JR山田線については、JR東日本が平成30年度末を目指して復旧工事を進めているところであり、復旧が着実に進むよう、引き続き関係者と緊密に連携する。
- ・JR大船渡線、気仙沼線については、BRTによる本格復旧で合意。
- ・JR仙石線については、ルート移設等に係る復旧工事を進め、平成27年5月30日に全線運転再開した。
- ・JR常磐線浜吉田～相馬間については、平成26年春から工事に着手し、その後、工事が順調に進捗したことから、当初の予定である平成29年春から3ヶ月前倒しし、平成28年12月末までの運転再開を目指し、工事を実施。

原ノ町～竜田間のうち、浪江～富岡間を除く開通時期の見通しが示されていた区間については、平成27年3月に決定した『将来的に全線で運行を再開させる』との方針に基づき、除染作業や鉄道施設復旧工事など、それぞれ復旧に向け取り組んだ。また、帰還困難区域を含む浪江～富岡間については、本年3月10日に平成31年度末までの開通を目指すことを決定。これにより、JR常磐線の全線開通の見通しが明らかとなった。

(3) 事業完了予定年度

- ・JR山田線については、現在、JR東日本が平成30年度末を目指して復旧工事を進めている。
- ・JR常磐線の浜吉田～相馬間については、ルート移設等により用地取得等を前提として、平成28年12月末までの運転再開を目指す。
- ・JR常磐線の避難指示区域内（原ノ町～竜田間）の区間については、引き続き関係者間で緊密に連携し、平成31年度末までの全線開通に向けて取り組む。

7. 交通網（空港）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の 成果目標
平成25年度をもって、空港に関する復旧・復興事業は全て完了した。	平成25年度をもって、空港に関する復旧・復興事業は全て完了した。	—

(2) 平成27年度成果の進捗分析

【評価】平成25年度に達成済

(3) 事業完了年度

平成25年度

8. 交通網（港湾）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
<p>(復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧に期間を要する施設(防波堤)等については、港湾の利用と調整を図りつつ、工程管理を適切に行う。 ・地方港湾は平成27年度に5港の本復旧完了を目指す。 <p>(復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台塩釜港仙台港区中野地区の岸壁、相馬港4号ふ頭地区の航路・泊地、茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区の岸壁等の整備を完了するなど、港湾施設の整備を推進。 	<p>(復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧に期間を要する施設(防波堤)等については、計画的に事業の進捗を図った。 ・地方港湾は平成27年度に2港の本復旧が完了し、計11港において本復旧を完了。 <p>(復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相馬港4号ふ頭地区の航路・泊地、茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区において岸壁等の整備を完了するなど、被災地の港湾において経済復興の礎となる港湾施設の整備を推進。 	<p>(復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧に期間を要する施設(防波堤)等については、港湾の利用と調整を図りつつ、工程管理を適切に行ない、大船渡港の湾口防波堤は平成28年度末までの本復旧完了を目指す。 ・地方港湾は平成28年度に1港の本復旧完了を目指すなど復旧整備を推進。 <p>(復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大船渡港永浜・山口地区の岸壁の整備を完了するなど、港湾施設の整備を推進。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】概ね平成27年度の目標達成

【理由・対応方針等】

- ・港湾利用者との調整等に時間を要したことから目標を下回った。
- ・引き続き関係者と調整を行い本復旧の完了を目指す。

(3) 事業完了予定年度

復旧については、平成30年度末に完了することを目指す。

復興については、復興期間の最終年度である平成32年度まで経済復興の礎となる港湾施設の整備を推進。

9. 農地・農業用施設

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
平成28年度春の作付時期から、1,100ha(平成27年度までの営農再開可能面積を加えると17,020ha)の農地について、営農再開を可能とすることを目指す。	平成28年度春の作付時期から、850ha(平成27年度までの営農再開可能面積を加えると16,770ha)の農地について、営農再開が可能の見込み。	平成29年度春の作付時期から、970ha(平成28年度までの営農再開可能面積を加えると17,740ha)の農地について、営農再開を可能とすることを目指す。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】概ね平成27年度の目標達成

【理由・対応方針】

- ・まちづくり等で他事業との事業調整や、大区画化に伴う地域との調整により復旧予定年度が変更となったため。
- ・平成27年度までの累計復旧面積は目標に対し99%であり、概ね計画通り進んでいる。
- ・引き続き、「農業・農村復興マスタープラン」に基づき、着実に復旧を進める。

(3) 事業完了予定年度

平成30年度

10. 海岸防災林の再生

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
被災した海岸防災林について、平成28年3月までに、土地利用に関する地元の合意形成等の状況を踏まえつつ、帰還困難区域等を除く箇所について、復旧・再生に着手するとともに、約40kmについて、完了を目指す。	平成28年3月までに、被災した海岸防災林約140kmのうち、帰還困難区域等を除く、地元調整が済んだ箇所約118km全てにおいて、復旧・再生に着手するとともに、約41kmについて完了した。	被災した海岸防災林について、平成29年3月までに、土地利用に関する地元の合意形成等の状況を踏まえつつ、帰還困難区域等を除く箇所について、復旧・再生に着手するとともに、約60kmについて、完了を目指す。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】平成27年度の目標達成

【理由・対応方針等】

平成27年度は、被災した海岸防災林約140kmのうち、帰還困難区域等を除く、地元調整が済んだ箇所約118km全てにおいて、復旧・再生に着手するとともに、約41kmについて完了した。

(3) 事業完了予定年度

青森県：平成32年、岩手県：平成30年、宮城県：平成32年、福島県：平成32年、茨城県：平成28年、千葉県：平成32年

11. 漁港・漁場・養殖施設・定置網（漁港）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
被災した全ての漁港において、陸揚げが可能(部分的に可能な場合を含む。)となることを目指す。	被災したほぼ全ての漁港において、陸揚げが可能(部分的に可能な場合を含む。)となった。	被災した全ての漁港において、陸揚げが可能(部分的に可能な場合を含む。)となることを目指す。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】概ね平成27年度の目標達成

【理由・対応方針等】

・早期の操業再開に向けて、岸壁の復旧による陸揚げ機能の回復を優先的に進めており、引き続き、事業進捗を図る。

(3) 事業完了予定年度

平成30年度

【理由等】

・平成30年度末までに、防波堤等を含め全ての漁港施設の復旧完了を目指す。

11. 漁港・漁場・養殖施設・定置網（漁場）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
<p>①漁場におけるがれき撤去の推進 平成27年度末までに、広域漁場、定置・養殖漁場において全てのがれき撤去の終了を目指す。</p> <p>②漁場生産力向上のための技術開発等の実施 平成27年度末までに、被災した漁場において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うための技術開発等を実施する。</p> <p>③漁場施設等の整備 消波堤などの復旧が必要な28漁場すべてについて平成27年度末までの復旧を目指す。</p>	<p>①平成27年度末までに岩手県、宮城県、福島県において、定置・養殖漁場では9割以上がれき撤去を行った。また、広域漁場では、操業を再開できる程度までがれき撤去を行った。</p> <p>②平成27年度は、干潟の機能回復や養殖場の環境収容力把握などの漁場生産力向上のための技術開発等を実施した。</p> <p>③消波堤などの復旧が必要な28漁場について26漁場を復旧した。</p>	<p>①平成28年度末までに広域漁場、定置・養殖漁場において可能な限りの再流入したがるれきの撤去を実施する。</p> <p>②消波堤などの復旧が必要な28漁場すべてについて平成28年度末までの復旧を目指す。</p>

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

①漁場におけるがれき撤去の推進

【評価】平成28年度以降に目標達成がずれ込む。

【理由・対応方針等】

・がれき撤去が終了した一部定置・養殖漁場においてがれきが再流入、広域漁場では引き続き操業中にながれきが入網。

・引き続き支援を行い早期の終了を目指す。

②漁場生産力向上のための技術開発等の実施

【評価】目標通り

【理由・対応方針等】

平成27年度は概ね目標通りの技術開発等を実施した。

③漁場施設等の整備

【評価】概ね平成27年度に目標達成

【理由・対応方針等】

・平成28年度末までの復旧完了目標に向かって事業進捗が図られており、今後も、引き続き事業進捗を図る。

11. 漁港・漁場・養殖施設・定置網（漁場）

(3) 事業完了年度

① 漁場におけるがれき撤去の推進

【事業完了年度】平成32年度

【理由】一部の漁場ではガレキの再流入、資材不足などの状況から進捗の遅延が生じていることからガレキの撤去を継続して行う必要があるため。

② 漁場生産力向上のための技術開発等の実施

【事業完了年度】平成27年度

③ 漁場施設等の整備

【事業完了年度】平成30年度

【理由等】

・28年度までの復旧の完了とともに、引き続き、増養殖等、漁場施設の整備を継続して行う必要があるため。

11. 漁港・漁場・養殖施設・定置網（養殖施設）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
福島県の避難指示区域内の養殖施設について、避難指示が解除され、養殖業再開の希望がなされた際は、速やかに対応する。	福島県の避難指示区域内における養殖施設については、依然として避難指示が解除されていないため、整備の目途が立っていない状況にある。	福島県立入禁止区域内の養殖施設について、避難指示が解除され、養殖業再開の希望がなされた際は、速やかに対応する。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】平成28年度以降に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針】

・福島県の避難指示区域内における養殖施設については、依然として整備の目途が立っていない状況であるが、当該区域の解除等が行われた場合には、速やかに事業を実施する。

(3) 事業完了予定年度

平成32年度

【理由等】

・福島県の避難指示区域内における養殖施設については、依然として避難指示が解除されていないことから、整備の目途が立っていない状況にあるため。

11. 漁港・漁場・養殖施設・定置網（定置網）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
平成26年度末までには、操業再開希望者全員が、大型定置網の整備に目途をつけることを目標とする。	平成27年3月末までに、操業再開が未定の1ヶ統を除き、大型定置網143ヶ統を整備した。	平成27年度末まで、操業再開が未定の1ヶ統を除き、操業再開希望者全員が、自力復旧も含め、大型定置網の整備を完了。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】概ね平成27年度の目標達成

【理由・対応方針等】

・平成27年度をもって概ね目標とおり復旧を完了した。

(3) 事業完了年度

平成27年度

【理由等】

・大型定置網の復旧は、平成27年度で終了。

12. 災害公営住宅

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
住まいの復興工程表及び住宅 再建・復興まちづくりの加速化 に向けた施策パッケージ等に基 づき、事業のさらなる推進を 図っていく。	住まいの復興工程表を作成し 公表するとともに、各地方公共 団体において策定された復興 計画を踏まえ、災害公営住宅整 備事業等の推進を支援した。	住まいの復興工程表に基づき、 平成29年春までに約25,000戸供 給見込み。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

- ・住宅再建の見通しを示した「住まいの復興工程表」を取りまとめ。
- ・5次にわたる事業加速化策や、「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」(H27.1)等を公表。
- ・事業制度の概要・運用に係る情報提供や事例等の周知。
- ・これらの支援策により、災害公営住宅整備事業については、平成28年3月末時点で768地区・約29,100戸(うち被災3県で743地区・約28,600戸)について用地確保、486地区約17,200戸(うち被災3県で461地区約16,700戸)について工事完了。

(3) 事業完了予定年度

平成30年度以降(住まいの復興工程表による)

※事業完了時期を「調整中」としているものが約600戸ある(H28.3時点)。

※福島県における帰還者向け災害公営住宅については、全体計画が未定となっている。

13. 復興まちづくり（民間住宅等用宅地の供給）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
住まいの復興工程表において、平成27年度末までに約1万戸供給見込み。	平成28年3月末時点での住まいの復興工程表において、供給が計画されている約19,500戸分の民間住宅等用宅地のほぼ全てが工事着手済、約8,500戸分について供給済。	住まいの復興工程表において、平成29年春までに計画の約7割の宅地を供給見込み。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】各市町村においては、住まいの復興工程表に基づき、概ね着実に事業を実施しているところ。

【理由・対応方針等】

平成27年度末の供給戸数は、目標から約1千戸の減となったが、その主な理由は、

- ・地区外での自力再建などへの被災者の意向変化を反映した計画戸数見直しによる減
- ・硬岩出現など想定外の現場状況への対応や移転補償に係る地権者との調整等による供給時期の後ろ倒し

など、目標設定時点からの状況の変化によるものである。

なお、平成28年度半ばまでに1万戸の供給を達成する見込みである。

(3) 事業完了予定年度

平成30年度以降(住まいの復興工程表による)

14. 復興まちづくり(津波復興拠点整備事業)

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
平成28年3月までに全地区で工事着手を目指す。	岩手県、宮城県、福島県の計24地区のうち全地区で事業認可し、23地区で工事着手した。	全地区で工事着手をしたうえで、着実に工事を進めていく。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】概ね平成27年度の目標達成

【理由・対応方針等】

・平成27年3月末までに24地区のうち、23地区で工事着手。残る1地区においても、事業認可まで達成したため概ね達成した。

(3) 事業完了予定年度

平成30年度

15. 復興まちづくり（造成宅地の滑動崩落防止）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標 (集中復興期間の成果目標)
滑動崩落対策工事を実施する地区において、引き続き事業の進捗を図り、平成27年度内に全ての地区で工事完了を目指す。	平成27年度内にほぼ全ての地区で工事が完了した。	滑動崩落対策工事を実施する地区において、平成28年度上半期で全地区の工事完了を目指す。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】平成28年度に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

- ・宅地所有者等との権利調整に時間を要するなど、事業の進捗に遅れが生じた
- ・平成28年3月末で98%の地区において工事完了

(3) 事業完了予定年度

平成28年度

【理由等】

- ・平成28年度上半期に全地区で工事完了の予定

16. 復興まちづくり（医療施設等）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標 (集中復興期間の成果目標)
平成25年度をもって、復興まちづくり(医療施設等)に関する復旧・復興事業は全て完了した。	平成25年度をもって、復興まちづくり(医療施設等)に関する復旧・復興事業は全て完了した。	—

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】平成25年度に達成済

(※順次医療提供体制の再構築を進める。)

(3) 事業完了年度

平成25年度

17. 復興まちづくり (学校施設等)

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成27年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標 (集中復興期間の成果目標)
<p>I. 幼稚園・小中高等学校等 (i) 公立 ① 比較的軽微な被害に留まる学校については、避難指示区域を除き、早期の復旧完了を目標とする。 ② 甚大な被害を受けた学校については、避難指示区域を除き、計画的な復旧完了を目標とする。</p> <p>(ii) 私立 甚大な被害を受けた私立学校等については、平成27年度内の復旧完了を目標とする。 なお、津波被害地域、避難指示解除準備区域等に所在し、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保、避難指示区域の解除等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。</p>	<p>I. 幼稚園・小中高等学校等 (i) 公立 ① 比較的軽微な被害に留まる学校については、避難指示区域の学校を除いた2,197校のうち2,193校(約99%)は復旧完了。 ② 甚大な被害を受けた学校については、避難指示区域の学校を除いた111校のうち72校(約58%)は復旧完了。</p> <p>(ii) 私立 甚大な被害を受けた私立学校等については、津波被害地域、避難指示解除準備区域等にある学校を除き、全て復旧完了。 ※国庫補助対象746校のうち736校(約99%)が復旧完了、1校が事業着工中。</p>	<p>I. 幼稚園・小中高等学校等 (i) 公立 ① 比較的軽微な被害に留まる学校については、避難指示区域を除き、早期の復旧完了を目標とする。 ② 甚大な被害を受けた学校については、避難指示区域を除き、計画的な復旧完了を目標とする。</p> <p>(ii) 私立 甚大な被害を受けた私立学校等については、平成28年度内の復旧完了を目標とする。 なお、津波被害地域、避難指示解除準備区域等に所在し、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保、避難指示区域の解除等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。</p>

17. 復興まちづくり（学校施設等）

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成27年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標 (集中復興期間の成果目標)
<p>Ⅱ. 大学等 (i)国立(幼稚園・小中高等学校等含む) 平成26年度までに復旧完了しなかった、津波被害地域に所在し、移転を伴う1法人については、移転先の確保等の条件が整い次第、平成27年度中に事業着手を行うこととする。</p> <p>Ⅲ. 公立社会教育施設 平成26年度までに復旧完了しなかった67施設及び避難指示区域に所在している施設で被害が把握できたもののうち、移転先の確保等の条件が整ったものについて、平成27年度内の復旧完了を目標として、順次事業着手を行うこととする。</p>	<p>Ⅱ. 大学等 (i)国立(幼稚園・小中高等学校等含む) 平成26年度までに復旧完了しなかった、津波被害地域に所在し、移転を伴う1法人についても事業着手中。</p> <p>Ⅲ. 公立社会教育施設 ①比較的軽微な被害に留まる公立社会教育施設については、避難指示区域に所在しており、被害状況を確認できない施設を除いた1103施設について、全て復旧完了。 ②甚大な被害を受けた公立社会教育施設については、避難指示区域に所在しており、被害状況を確認できない施設を除いた137施設のうち、80施設の復旧が完了した。その他の施設についても、引き続き平成28年度以降の復旧完了をめざし、移転先の確保等の条件が整い次第、順次工事着手を行うこととする。</p>	<p>Ⅱ. 大学等 (i)国立(幼稚園・小中高等学校等含む) 復旧が完了していない、津波被害地域に所在し、移転を伴う1法人については、事業着手済みであり、平成29年度までに復旧完了予定。</p> <p>Ⅲ. 公立社会教育施設 平成27年度までに復旧完了しなかった57施設及び避難指示区域に所在している施設で被害が把握できたもののうち、移転先の確保等の条件が整い、平成27年度中に復旧の目途が立ったものについて、平成28年度内の復旧完了を目標として、順次事業着手を行うこととする。</p>

17. 復興まちづくり（学校施設等）

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】

概ね平成27年度の目標達成

【理由・対応方針等】

I. 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立: ○避難指示区域において、比較的軽微な被害に留まる学校で未着手のものは、区域の指定の解除に併せ、準備が整い次第、速やかに事業に着手する。

○津波被害地域等において、甚大な被害を受けた学校については計画的に復旧を行う。

(ii) 私立: ○甚大な被害を受けた私立学校等は、津波被害地域、避難指示解除準備区域等にある学校を除き、平成26年度末までに復旧完了。

○津波被害地域、避難指示解除準備区域等にあり、移転等を伴う私立学校等については、地域の復興計画の策定、移転先の確保、避難指示解除準備区域等の解除等の条件が整い次第、速やかに事業に着手する。

II. 大学等

(i) 国立(幼稚園・小中高等学校等含む): ○平成26年度までに復旧が完了しなかった、津波被害地域に所在し、移転を伴う1法人についても事業着手中。引き続き、速やかな復旧完了を目標とする。

III. 公立社会教育施設: ○比較的被害が軽微な施設については、平成27年度の目標達成。

○甚大な被害を受けた施設については、一部平成27年度に復旧完了できなかったものがあったが、平成28年度以降、引き続き復旧事業の進捗を図る。

(3) 事業完了予定年度

公立: 平成31年度

【理由】設置者の復旧計画によるため。

国立: 平成29年度

【理由】地域の復興計画によるため。

18. 土砂災害対策

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標 (集中復興期間の成果目標)
被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所について、引き続き対策を実施する。	被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所について、対策を実施。	被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所について、対策の完了を目指す。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】平成28年度以降に目標達成がずれ込む

【理由・対応方針等】

・土質条件が当初の想定より悪く、事業の進捗に遅れが生じたが、平成28年度には達成の見込み。

(3) 事業完了予定年度

平成28年度

19. 地盤沈下・液状化対策

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ・工事未着手の地区においては、平成27年度中に着手が出来るよう、地方公共団体の対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的及び効率的な液状化対策の推進を図っていく。 ・液状化に関する必要な研究等を推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の対応方針を踏まえ、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進することができた。 ・液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の対応方針を踏まえ、技術的助言を行いながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進する。 ・液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進する。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】概ね平成27年度の目標達成

【理由・対応方針等】

- ・被災自治体への情報提供のための意見交換会を実施。
- ・平成28年度の成果目標達成へ向け、引き続き地方公共団体に対して必要な支援を実施していく。

(3) 事業完了予定年度

平成31年度

【理由等】

- ・今後、対策工事を実施する地区については、住民の同意を得た上で設計を行い、工事に着手する予定であるため。

20. 災害廃棄物の処理

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H28.4時点)	平成28年度の成果目標
○ 処理の完了していない福島県の2市町については、国の代行処理を着実に進めるとともに、市町と連携して、平成28年度末までに処理完了を目指す。	○ 平成27年度末までに一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、処理割合が99%に達し、処理が着実に進んでいる。	○ 処理の完了していない福島県の2市町については、国の代行処理を着実に進めるとともに、市町と連携して、平成28年度末までに処理完了を目指す。

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【評価】

- ① 災害廃棄物の仮置場への移動 : 概ね平成27年度の目標達成
- ② 中間処理 : 概ね平成27年度の目標達成

【理由・対応方針等】

- ① 災害廃棄物の仮置場への搬入は、平成27年12月末までに福島県の2市町のうち、広野町で搬入を完了。残る南相馬市においても、残り2件の損壊家屋等を除き、災害廃棄物の仮置場への搬入を完了。
- ② 災害廃棄物の中間処理は、国による可燃物の代行処理を除き、平成27年12月末までに広野町で処理を完了。南相馬市においても、処理が着実に進んでいる。

(3) 事業完了予定年度

平成28年度

【理由等】

- 広野町及び南相馬市では仮設焼却施設における焼却処理を進めているところであり、国による可燃物の代行処理完了までに日数を要するため。

21. 都市公園

(1) 平成27年度成果の進捗及び平成28年度の成果目標

平成27年度の成果目標 (H27.4時点)	平成27年度の成果 (H27.4時点)	平成28年度の成果目標
<p>【復旧関係】 都市災害復旧事業により、16箇所 の工事に着手し、事業の進捗を図る。</p> <p>【復興関係】 平成27年度末までに新たに9地区の 工事に着手し、事業の進捗を図る。</p>	<p>【復旧関係】 都市災害復旧事業の対象箇所数 441箇所のうち、これまで施工準備の 整った439箇所の復旧工事に着手、 平成27年度末で423箇所の工事が 完了した。</p> <p>【復興関係】 平成27年度末までに30地区で工事 に着手している。</p>	<p>【復旧関係】 都市災害復旧事業により、1箇所の工 事に着手し、事業の進捗を図る。</p> <p>【復興関係】 平成28年度末までに新たに3地区の 工事に着手し、事業の進捗を図る。</p>

(2) 平成27年度成果目標に対する進捗分析

【復旧関係】

【評価】平成27年度の目標達成

【理由・対応方針等】平成27年度は廃工の3箇所を除く、13箇所全ての工事に着手。平成30年度の完了を目指し、引き続き事業の進捗を図る。

【復興関係】

【評価】概ね平成27年度の目標達成

(3) 事業完了予定年度

【復旧関係】平成30年度

【復興関係】平成32年度